

提 出 議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	ページ
第 1 号 議 案	地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について	4
第 2 号 議 案	地震・防災対策の充実強化について	7
第 3 号 議 案	社会福祉施策の充実強化について	9
第 4 号 議 案	保健・医療施策の充実強化について	11
第 5 号 議 案	生活交通対策の充実強化について	13
第 6 号 議 案	環境及び廃棄物・リサイクル対策の促進について	14
第 7 号 議 案	教育・文化施策の充実強化について	16
第 8 号 議 案	都市基盤の整備促進について	18
第 9 号 議 案	農林施策の充実強化について	20

第1号議案

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東海)

都市自治体は厳しい財政状況の中にあつて、地域が持つ特性や住民ニーズに対応した行政サービスを、自らの政策と財源により提供できるよう、徹底した行財政改革に取り組みつつ様々な課題に対応している。よつて、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方分権改革の推進について

- (1) 昨年6月に成立したいわゆる第3次一括法や12月に閣議決定した事務・権限の移譲等に関する見直し方針に盛り込まれた事項に留まることなく、都市自治体の意見を十分に踏まえ、さらなる義務付け・枠付けの見直しや権限移譲を推進すること。
- (2) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、地域の実情を十分勘案した基準の設定を行うこと。
- (3) 権限移譲については、都市自治体の実情に合った特色あるまちづくりが可能となる包括的なものとし、都市規模や状況に応じて積極的かつ機能的に移譲を進めること。
- (4) 国の出先機関の改革に当たっては、国民の安全・安心を主眼におき、地域の実情に精通している都市自治体の意見を尊重し、慎重かつ十分な協議を行うこと。
- (5) 普通地方公共団体の長に対する賠償責任については地方自治法の住民訴訟に係る規定により、「故意または重大な過失」の有無にかかわらず、「違法な行為または怠る事実」のみで損害賠償が請求できるため、首長個人が無制限の損害賠償の請求を受けることになることから、国家公務員と同様に「故意又は重大な過失があったとき」に限定するよう地方自治法を改正すること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 少子高齢化の更なる進展による社会保障等の増大や社会インフラの老朽化対策・耐震化対策、行政事務権限拡大に伴う所要財源の確保が必要であり、都市自治体における財政需要の増大に対して、国・地方の税財源の配分を見直し、本格的な税源移譲を早期に実現するとともに、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を確保すること。
- (2) 税源移譲までの過渡的な制度として、地域自主戦略交付金に代わる新たな交付金等を創設する場合には、都市自治体と協議の上、地方税財政制度全体のあり方の中で位置づけること。
- (3) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した都市自治体の投資について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。
- (4) 超低金利政策を背景に、下水道事業など依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還について、年利等の対象要件を緩和し、制度復活すること。
- (5) 海拔ゼロメートル地帯の都市自治体の排水機場維持管理に要する経費について、全国一律の算定方式ではなく、豪雪地帯と同様に地域の実情を考慮した格別の地方交付税措置をすること。
- (6) 民間企業等からの広範な技術相談に対応し、地域の活性化を図るため、公設研究機関における分析や測定機器の導入に係る財政支援制度を創設すること。

3. 法人税の確保について

- (1) 地方分が約6割を占める法人税の改革は、地方財政に及ぼす影響が非常に大きいため、地方が減収とならないよう措置すること。
- (2) 平成26年度の税制改正により、本来地方の自主財源である法人住民税の一部が国税化されることは、国が進めてきた地方分権改革、国から地方への税源移譲の流れに著しく反する。

地方の自主財源である法人住民税の財源を確保するとともに、今まで産業振興に努力してきた都市自治体の財源が不足とならないよう措置すること。

4. 地方消費税交付金について

都市自治体の子育て支援等の社会保障施策を充実するため、消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増額分については、普通交付税を減少・相殺することのないよう地方交付税の基準財政収入額に全額算入しないこと。

5. 固定資産税の課税制度について

(1) 固定資産税は市町村税収の基幹税目であり、行政サービスを安定的・持続的に提供するうえで不可欠なものである。とりわけ、償却資産に対する課税については、都市自治体が都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するための財源となっており、国の経済対策等の観点からも課税制度を堅持すること。

(2) 継続して居住しておらず、かつ老朽化した家屋の住宅用地について、固定資産税の負担軽減措置の対象外とするとともに、適用対象外要件を明示すること。

6. 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備等経費の全額国庫補助金化について

(1) 制度導入に伴い必要となるシステム改修等に要する経費について、国の設けた想定事業費を超える部分についても全額を国において措置し、地方に新たな負担が生じないようにすること。

(2) 都市自治体の税務システム及び社会保障システムの整備改修経費（国民年金、特別児童扶養手当を除く）に加え、通知カードの送付、個人番号カードの交付などに係る経費についても、全額国庫補助金を措置すること。

7. 合併市町村に対する財政措置について

市町村合併推進体制整備費補助金については、新市建設計画の期間内に整備事業を着実に推進するため、補助金交付に都市自治体ごとの不均衡が生じないように、所要財源を確保し、適切な財政措置を講じること。

8. 国政選挙の選挙執行経費について

国が負担する経費の基準を定めた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、国政選挙執行に対する交付金が大幅に減額され、経費不足が見込まれることから、事務費等の算定基準について、実情に即するよう適正に見直すこと。

9. 消費税率引き上げ時の公共事業料金について

市民の経済的負担を軽減するため、消費税率引き上げに伴い導入が検討されている軽減税率対象品目に、公共事業料金（水道料金、下水道料金）を適用すること。

10. 決算剰余金の運用について

地方自治体の特別会計の安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、決算剰余金の取り扱いについては、地方財政運営の実態に即した運用が可能となるよう見直すこと。

11. 地方自治法の財政公表に係る規定の改正について

財政公表については、地方自治法243条の3に規定されているが、住民に財政状況を理解してもらえるよう、公表の時期などは都市自治体の判断で行うことができるよう規定を改正すること。

12. 本人通知制度の法整備について

戸籍法並びに住民基本台帳法の改正により本人確認が義務付けられたが、身元調査を目的とした不正請求事件が続発しており、戸籍謄本・住民票等を本人以外の代理人や第三者に交付した場合、本人に対して交付した事実を通知する「本人通知制度」について、戸籍法並びに住民基本台帳法において法令を整備すること。

13. 地域改善対策及び人権施策の推進について

同和問題、子ども、女性、障がい者及び高齢者等の人権に関する問題が解決され、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を実効性のあるものにするるとともに、人権侵害被害者の救済に関する法令を整備すること。

14. 統計調査の民間委託の推進について

各種統計調査は、法定受託事務として都市自治体を実施しているが、全国規模で行われる統計調査について、コスト削減及び雇用の創出を図るため、国等が民間への委託を推進すること。

第2号議案

地震・防災対策の充実強化について

(東海)

南海トラフ巨大地震をはじめ、富士山噴火や台風、頻発する集中豪雨など様々な自然災害から国民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 南海トラフ巨大地震の想定に対応した東海地区全域における防潮堤の整備を早期に実施するとともに、海岸線に並行する国道等を活用した多重防御による津波対策を実施すること。
- (2) 発生すれば甚大な被害をもたらすレベル2の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドライン等を示すとともに、防災林の盛土整備など津波防護施設の整備や防潮堤整備に対して、財政措置の拡充や新たな支援制度を創設するなど総合的な対策を講じること。
- (3) 津波被害が想定されている海岸地域の国道及びバイパスについて、津波被害に対する防災、減災機能等を果たすことを目的として、高盛土による沿岸部への計画路線の変更及び防潮機能を有する道路構造を採用すること。また、海岸地域のバイパス未着手区間の整備について、津波防災対策として早期に事業化すること。
- (4) 津波浸水想定地域に立地する企業、公共施設及び住宅等の高台、内陸部への移転について、地域の実情に応じた対策が図られるよう、農地法、農業振興地域に関する法律及び都市計画法等に規定される土地利用規制の緩和措置を講じること。
- (5) 社会資本整備総合交付金の地震・高潮対策河川事業について、津波対策として準用河川の水門整備に係る交付制度を創設すること。
- (6) 津波避難タワーなどの津波避難施設建設に伴う用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用されるよう租税特別措置法の適用を拡大すること。
- (7) 液状化被害の危険性の高い地域に対する液状化対策に係る基準の公表及び財政支援制度を創設すること。

2. 公共施設等の耐震化・防災機能の充実強化について

- (1) 耐震対策緊急促進事業について、建築物の耐震化を円滑に推進するため、平成28年3月末までの期限を延長するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 災害時の拠点施設となる庁舎等の公共施設の耐震化や大規模改修を推進するため、財政支援を拡充すること。
- (3) 重要なライフラインである水道施設の耐震化や更新に係る国庫補助採択基準を緩和するとともに、自由度の高い高率な補助制度を創設すること。
- (4) 下水道施設の更新・災害対策等の確実な実施のため、国庫補助について当初から要望額を満額交付するとともに、補助率の引上げ等の財政措置の拡充を行うこと。
- (5) 土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者に対して、区域外への移転支援制度はあるものの、地区単位での移転に限定されているため、戸別適用が受けられる制度へ改正すること。また、区域内で土砂災害にも耐える構造住宅を建替えるには建築費用が高く、区域外へ転出するため、人口減少や土地の荒廃を招くことから、当該地域の住宅建替えに対する財政支援制度を創設すること。
- (6) 病院・ホテル・旅館等不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化を円滑に推進するため、

耐震診断及び耐震補強工事に係る財政支援を拡充すること。

- (7) 南海トラフ等巨大地震に備え住宅建築物の耐震診断・耐震補強工事を促進するため、財政支援制度を拡充すること。また、平成26年度末までの適用期間延長となった社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅耐震補強の上乗せ補助について、平成27年度以降も継続するとともに、財政措置の拡充を図ること。

3. 海岸堤防等の防災機能の強化について

- (1) 太平洋に直接面している無堤防区間を早期解消するとともに、七里御浜海岸など世界遺産に登録されている美しい海岸を次世代に継承するため、国直轄の事業とすること。
- (2) 一級河川は治水利水の両面にわたり、多くの恵みを与え、地域社会の形成に欠くことができない重要な役割を果たす一方、台風、大雨時には地域に甚大な浸水被害をもたらしているため、雲出川をはじめとする河川整備計画の策定と河川改修をすること。
- (3) 多くの沿岸堤防は老朽化や海岸浸食が進んでおり、津松阪港海岸をはじめとする国直轄海岸保全施設整備事業について、財源を確保し未整備区間の早期事業完了をすること。

4. 砂防対策施設の整備促進について

気候変動等に伴う豪雨により、各地の山岳・山間地域の集落において土石流による大きな被害が発生しており、土砂災害防止法の警戒区域の砂防施設の整備を早期に実施すること。

5. 水産基盤の耐震化等への更なる財政支援について

東海・東南海・南海地震が想定される地域の漁港施設、海岸保全施設等の水産基盤の耐震化等に係る国の補助率を嵩上げすること。

6. 消防・防災施設等の整備拡充について

- (1) 消防自動車の更新・点検整備について、都市自治体の実情に応じた財政支援がなされるよう、補助制度の創設及び財政措置を拡充すること。
- (2) 人口10万人以上でないと対象とならない高機能消防指令センター整備事業の補助制度については、都市自治体の実情に応じて見直すとともに財政措置を拡充すること。

7. 原子力安全対策の充実について

地域防災計画（原子力災害対策編）の実効性を高めるため、都市自治体の原子力災害時広域避難計画の策定などを支援する国等関係機関で構成するワーキングチームの機能性を高め、問題解決に向けて迅速に取り組むこと。

8. 富士山噴火に伴う被災者の支援について

富士山の噴火に伴い、広域の被災が想定されていることから、噴火活動観測時において、国等関係機関が連携した早期の現地対策本部を設置し、避難者が広域避難できるよう避難先の確保や高速道路を活用した避難体制を整備するなど火山防災対策を講じること。

第3号議案

社会福祉施策の充実強化について

(東海)

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、都市自治体が様々な社会保障サービスを持続的に提供できる環境整備と、福祉施策の一層の推進が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度を円滑かつ安定的に運営するため、国において十分な財源の確保を図るとともに、現在の公費と保険料の負担割合を見直し、低所得者をはじめとする被保険者の負担を軽減すること。
- (2) 介護保険制度改革において都市自治体に予防給付事業を移管するに当たっては、事業が円滑に実施されるよう、事業化に係る国の指針を早期に示すと共に事務研修等を実施し、かつ都市自治体への財政支援を確実に行うこと。
- (3) 介護報酬の地域区分の見直しについて、国の官署が所在しないことにより地域区分の適用地域の設定のない地域については、診療報酬における地域加算の対象地域の設定の考え方を踏襲することなく、地域の実情を十分に考慮し、地域区分の見直しをすること。
- (4) 国が拠出する基金を活用した、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの施設整備を促進するため、国において財政措置を拡充すること。

2. 国民健康保険制度の抜本的改正について

- (1) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、早急に都道府県を保険者とした安定的、広域的な国民健康保険制度とすること。
- (2) 安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度改正に伴い、保険料の急激な上昇を招かないよう適切な措置を講じるとともに、移行に伴うシステム改修費等臨時的経費を全額国庫負担とするなど、万全の対策を講じること。
- (3) 医療保険制度の一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、国の責任において、保険者支援制度の拡充や国庫負担率の引上げなどの財政措置を速やかに講じること。特に、低所得層や中間所得層に対する負担軽減策を拡充・強化すること。
- (4) 少子化対策をはじめ社会保障制度の充実が国の重要施策であるため、子ども医療費などの地方単独福祉医療の実施において、医療機関における窓口負担無料化を行った場合の療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

3. 少子化対策及び子育て支援施策の充実強化について

- (1) 都市自治体の子育て支援として、保育所待機児童の解消と改築・耐震化など地域の実態に応じた公立保育所施設の新築、増築及び改築の整備に係る国庫補助制度を創設すること。
- (2) 放課後児童対策の更なる充実を図るため、10人未満の小規模児童クラブや障がい児受入クラブに対する財政支援など放課後児童クラブ全般への財政措置を拡充すること。
- (3) 婚姻歴のないひとり親世帯についても、保育料及び市営住宅家賃算定に係る寡婦(夫)控除が適用されるよう、速やかに所得税法等関係法令の改正等、格差解消のための対策を行うこと。

4. 障がい者支援施策の充実強化について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、事業費に係る国の補助額が交付基準に定める基準額を下回っているため、所要財源を確保し適切な財政措置を講じること。また、必須事業については、自立支援給付費と同様、負担金化すること。

- (2) 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援事業について、障がい者が利用するサービス提供事業所の職員が指定計画相談支援事業所の相談支援専門員として兼務し、モニタリング等を実施できるよう人員等基準の見直しを行うこと。
 - (3) 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に使える環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。
 - (4) 有料道路における障害者割引制度の証明手続きに係る障がい者本人の負担軽減及び福祉事務所窓口の事務負担軽減を図るため、割引制度を利用するための福祉事務所長の証明事務を廃止すること。
5. 生活保護制度等について
- (1) 生活保護制度は、国の責任において実施すべきことから、4分の3の費用負担に留まらず、人件費を含めた生活保護に係る費用全額を国庫負担とすること。
 - (2) 生活保護制度の悪用を許さないよう却下判断の明示など不正受給の防止、自己負担のある他制度との公平性の確保のため、支給対象者や低年齢層をはじめとする基準額の見直しを行うとともに、業務負担を的確に把握したうえ、適正な運営が可能となるよう制度改正を行うこと。
 - (3) 生活保護費の約半分を占める医療扶助費は増加の一途であり、医療扶助の適正化に向けた制度の検討を行うこと。
 - (4) 生活困窮者自立支援法における任意事業の補助率を必須事業と同程度の補助率にすること。
6. 民生委員・児童委員制度の見直しについて
- 地域社会で民生委員・児童委員がやりがいを持って活動できるよう民生委員・児童委員の位置づけを明確化するよう、関係法令を見直すとともに、活動実態に見合った報酬制度とすること。

第4号議案

保健・医療施策の充実強化について

(東海)

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、少子高齢化の進展への対応や地域医療の確保をはじめとした保健・医療施策の一層の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地域医療の充実と医師等の確保対策について

医師等の地域間による偏在等により、地方病院をはじめ医療を取り巻く環境は、年々悪化しており、国は地域の実態を踏まえ、国民が安心できる医療を提供できるよう、次の措置を講じること。

- (1) 危機的状況にある地域医療体制の確保のために、医師・看護師不足や地域的偏在の解消、周産期医療や小児医療の確保及び経営が逼迫している自治体病院等への財政支援など、対策を強化すること。
- (2) 医師の確保が困難な麻酔科・産科・小児科医師等の養成を図り、さらに人口や病院規模に応じた医師の配分を制度化すること。
- (3) 都市自治体が実施する医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。
- (4) 消費税率の引き上げにより病院事業の消費税負担額が更に増大し、病院経営に大きな影響があるため、医療に係る経費については、診療報酬制度の抜本的な見直しを行うなど、十分な対策を講じること。

2. 子ども医療費等について

子育て家庭の経済的負担軽減を図り、子どもの早期受診や疾病の重症化を予防するため、年齢や心身の状況に応じた必要な医療を都市自治体による格差なく受診できるよう、中学3年生までを対象とした全国一律の医療費無料化制度を創設すること。

3. がん検診推進事業の継続実施について

子宮頸がん、乳がん及び大腸がんを検査の対象としたがん検診推進事業を平成27年度以降も継続するとともに、国の責任において事業実施に必要な財政措置を講じること。また、国の計画を明確にしたうえで、十分な周知を行い、特に予算措置の伴う施策については速やかに情報提供を行うこと。

4. 不妊症・不育症治療費について

不妊症・不育症治療費については、保険適用となる治療・検査が限定されており、治療が長期にわたることも多く、経済的負担も大きくなるため、人工授精治療などを含め保険適用の範囲を拡大すること。

5. 妊婦健康診査事業の公費助成について

妊婦健康診査の公費助成に係る費用を、普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確となる国による負担制度にすること。

6. 予防接種等について

- (1) 国民の生命と健康を守り、医療費を将来的に抑制する国策として、定期予防接種費用を全額国庫負担とすること。
- (2) 水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌や別途検討されているロタウィルスの定期接種化を進めるにあたり、接種に係る費用は全額国庫負担とすること。

また、国庫負担化されるまでの間、定期接種の拡大が進められることに伴い生じる費用の増加分について、普通交付税措置によらず、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業と同様の財政措置を講じること。

- (3) 先天性風しん症候群対策として、現在妊娠を希望する女性等に対する抗体検査を助成の対象としているが、抗体検査の結果で風しん予防接種を行う必要がある者に対しては、予防接種にかかる費用についても財政措置を講じること。

(4) 予防接種の定期化が拡大する中、各都市自治体と医師会との間で毎年度締結している委託契約については、全国的に委託単価に大きな差があるため、適正単価で契約ができるよう、国において委託料積算の指針及び標準単価を明示すること。

7. 骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー対策について

骨髄・末梢血幹細胞移植をより多く実現するとともに、移植ドナーの負担軽減を図るため、休業補償等の助成制度の創設や有給休暇制度などの環境整備を推進すること。

8. 終末期医療制度について

終末期医療については、本人意思の尊重や医療継続の判断など様々な課題があり、認知症や自分の病気が重篤となって自己判断ができなくなる場合に備えて、元気な時から自分の意思を決めて文書で残し、倫理的にも法律的にも本人意思が尊重される医療制度を創設すること。

9. 病院に対する財政措置について

病院建設については、平成26年度以降においても医療施設耐震化基金や地域医療再生基金が継続されるよう、所要の財政措置を講じるとともに、公共工事の入札不調が続き建設費が高騰していることから、病院事業債の地方交付税算入を増額すること。

第5号議案

生活交通対策の充実強化について

(東海)

地域住民がいつでも安心して利用できる交通手段の確保及び地域の社会経済活動を支えるため、地域交通に係る諸施策を充実強化することが必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方公共交通に対する財政支援の充実強化について

(1) 平成26年1月に国の交通政策審議会において「持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けた新たな制度的枠組みの整備の必要性」が示されたところであるが、少子高齢化等に伴い利用者が減少する中、将来にわたり地域公共交通を維持するためには、さらなる財政支援が必要である。「新たな制度的枠組み」においては、バス運行助成をはじめとする財政支援を拡充するとともに、地域の実情に応じた総合支援制度を創設すること。

(2) 地方鉄道の路線維持確保のため、運行により生じる経常損失に対する欠損補助制度を創設するとともに、関係自治体を実施している鉄道事業者への支援措置に対して、国は財政支援を拡充すること。また、「定期券エコポイント制度」等利用促進事業を実施すること。

2. 駐停車禁止の規制緩和について

道路交通法では路線バス等の停留所位置から10メートル以内は車両の駐停車が禁止されているが、高齢者等の他の公共交通機関への乗り継ぎの利便性を確保するため、地域公共交通会議の合意や安全性の確保などを前提に規制緩和すること。

第6号議案

環境及び廃棄物・リサイクル対策の促進について

(東海)

環境問題が多様化する中、地域住民が求める安心・安全で潤いのある快適な生活環境づくりを支えるための生活環境整備の充実が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策等への支援について

- (1) 温室効果ガスの削減に向け取り組む都市自治体に、国と地方の役割を明確にした具体的で実現可能な工程を示し、再生可能エネルギー及び蓄電池等分散自立型エネルギーの普及に、十分な財政措置を講じること。
- (2) 再生可能エネルギーの固定買取制度により余剰売電を行う場合は、国費の二重利用の観点から設置補助対象外とされている上水道配水池の小水力発電設備などについても、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金制度の対象とすること。
- (3) 太陽光発電をはじめとする新エネルギーや電気自動車の普及促進のため、国の施策や公園緑地整備、都市緑化の推進などヒートアイランド対策の拡充をすること。

2. 太陽光発電事業等に係る環境整備について

- (1) 住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金について、平成26年度以降も事業期間の延長、もしくは新たな導入支援策を創設すること。
- (2) 大規模な太陽光発電設備や高さのある風力発電設備の設置について、設置所在地の都市自治体の守るべき景観や自然環境を保有する特殊事情を理解し、都市自治体の同意を得ることを義務付けるなどの対策を講じること。

3. 中央新幹線計画に伴う環境影響について

中央新幹線の計画に伴う工事計画、手順等については、住民、都市自治体等との意見交換に努め、必要に応じて計画の変更をするなど、周辺環境及び大井川流域水量の保全に必要な対策を講じること。

4. 循環型社会形成推進交付金の財政措置について

一般廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策である循環型社会形成推進交付金制度は、交付申請額を満額交付するよう、確実に財政措置を講じること。

5. 空き家の活用支援について

全国的に問題化している空き家について、地域住民等が地域集会所や宅老所として利用する場合の家賃補助・リフォーム補助など空き家の活用を促進するための支援制度を創設すること。

6. 民間賃貸住宅に係る支援制度について

民間賃貸住宅は近年空き部屋が多く発生しており、都市自治体による有効活用が望まれている中、低所得者が公営住宅の代替として、公営住宅の基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の費用について、財政支援制度を創設すること。

7. 水道事業の財政支援について

- (1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金の老朽管更新事業において、国庫補助制度の採択基準の要件緩和や財政措置の拡充を図ること。
- (2) 小規模な複数の簡易水道を統合した上水道事業及び上水道と統合した小規模な旧簡易水道地域事業について、引き続き簡易水道事業と同等の財政支援をすること。

8. 海岸漂着物の侵入の処理対策について

海岸漂着ごみ回収・処理にかかる海岸漂着物地域対策推進事業について、平成27年度以降も継続す

るとともに、海岸漂着物の発生原因である河川等のごみ、又は海岸浮遊物の回収・処理に要する費用についても補助対象とすること。

9. 火葬場の施設整備等に対する国庫補助制度の創設について

都市自治体による火葬場の新設や更新等、施設整備や維持管理・修繕に対する財政支援制度を創設すること。

10. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について

産業廃棄物処理業等と同様、一般廃棄物処理業の許可対象から暴力団員等を排除する規定を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に設けること、又は都市自治体が条例等で一般廃棄物処理業の許可対象から暴力団員等を排除する規定を設けることができるよう法令等を整備すること。

第7号議案

教育・文化施策の充実強化について

(東海)

少子化等の進展により社会環境が変化する中、次代を担う子どもたちが健全に成長していくため、学校、家庭及び地域社会が相互に連携・協力し合う施策や文化振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 小中学校35人学級編成の推進について

各地域に応じたきめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編成標準を35人以下とすること。なおその際、学級再編に対応した教職員定数の改善を図ること。

2. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 教職員が児童生徒と向き合う時間の十分な確保、教育指導の質の向上、教育環境の充実等のため、小中学校における教職員定数の抜本的な見直しとそれに係る財源措置を講じること。
- (2) 小学校における外国語活動・読書活動の推進や特別支援教育の充実、また学校が抱える諸問題や幅広い業務に対応するための人材の配置について、都市自治体が必要に応じた適切な人材配置ができるよう補助金等による財政支援制度を創設すること。

3. 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援学級について、一人ひとりの特性やニーズに応じた細かい教育的支援が可能となるよう、より少人数による適正な学級編成標準とすること。併せて、学級数の増加に対応した教職員定数の拡充を図ること。
- (2) 通常学級に在籍する個別の支援を要する児童生徒をサポートするため、特別支援教育支援員の継続的な配置ができるよう、人的措置を充実させること。また、人的措置に係る経費について、普通交付税ではなく国庫補助金による新たな財政措置を講じること。
- (3) 幼稚園及び保育園に、特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育支援体制の整備を行うこと。また、発達の特性に応じた支援体制を強化するため、現在1学級あたり35人の幼稚園学級編成標準を引き下げること。
- (4) 高等学校に臨床心理士などの高い専門性を有する支援者を配置し、通級指導教室による支援体制の充実を図ること。

4. 土曜授業実施に係る財政措置について

国において「土曜日の教育活動推進プラン」の実現を目指し取り組んでいるが、土曜授業の実施にあたっては全額国費で財源措置をすること。

5. 幼稚園就園奨励費及びその他の就学援助費等の財政支援について

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金について、まずは補助率3分の1を確保するとともに、今後の無償化や子ども・子育て支援新制度の方針に基づき、公立幼稚園保育料基準額を見直すなど、保育園と幼稚園の格差是正及び都市自治体の財政負担を軽減するため、財政支援の拡大をすること。
- (2) 要保護児童生徒に対する就学援助費、特別支援教育就学奨励費などの教育関係の補助事業については、補助率が予め決定されているにもかかわらず実補助金は大きく下回っており、超過負担が生じることのないよう国庫補助金の財政措置を講じること。

6. 外国人児童生徒の教育支援について

外国人児童生徒の母国語がわかり、様々な支援ができる人材の配置が強く求められていることから、外国人児童生徒の学習や生活支援等を行う支援員の拡充にあたり人的措置及び財政支援を講じること。

7. 学校ICT化の支援について

- (1) ICTを活用した学習を進める上で、教職員のスキルアップが非常に重要となることから、教職員の支援を目的とした「ICT支援員派遣事業」に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 小中学校「校務支援システム（成績表、指導要録等作成管理システム）」の導入及び維持管理には、多額の経費が必要となるため財政支援制度を創設すること。
- (3) 普通教室でのタブレット機器・電子黒板等のICT活用にあつては、機器整備及び無線LAN基盤構築に多額の経費が必要となるため財政支援制度を創設すること。
- (4) ネット上の悪質な書き込み（誹謗中傷、個人情報流失等）を早期に発見し、児童生徒へのネットいじめ被害を未然に防止するための「学校ネットパトロール事業」に対する財政支援制度を創設すること。

8. 学校施設環境改善交付金について

- (1) 小中学校施設の耐震補強、大規模改造事業等を計画的に推進できるよう施設整備に係る必要財源を継続的に確保すること。
- (2) 小中学校の大規模改造事業（空調設備設置）、防災機能強化事業（非構造部材耐震化）、老朽化した校舍棟・給食施設等の改築事業などに対し、交付金の建築単価の適正化及び補助率の引き上げなど、財政支援制度を拡充すること。
- (3) 学校施設環境改善交付金は、教室不足、施設老朽化及びトイレ洋式化等の都市自治体の実情に応じ、配分交付すること。
- (4) 学校給食において、児童の食物アレルギーに対する「除去食対応」「代替食対応」の調理等に必要で、既存施設の改修によるアレルギー対応室及び調理器具の整備について、学校施設環境改善交付金の対象事業となるよう財政支援制度を拡充すること。
- (5) 小中学校における太陽光発電を利用した蓄電設備を整備するため、学校施設環境改善交付金の補助率引上げ等、財政措置を講じること。

9. 学校教材に関する財政支援について

- (1) 義務教育諸学校におけるデジタル教科書を含めた教材整備について、普通交付税による財政措置ではなく、教材整備に特定した財政支援制度を創設すること。
- (2) 小中学校教員用教科書、指導書及び指導用教材等の購入に関する財政支援制度を創設すること。

10. 子どものいじめ防止に関する取組について

市民一丸となって、子どものいじめ防止を推進するため、市民・事業者への啓発や見守り活動等に対し、財政支援をすること。

11. 「家庭の時間づくり」プロジェクトの推進について

観光庁が休暇改革の一環として取り組んでいる「家庭の時間づくり」プロジェクトを全国各地に広げるよう、施策や周知などの対策を講じること。

12. 歴史まちづくり法に基づく支援制度の拡充について

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく地方の取組への更なる支援として、都市再生整備計画の取組に対する財政支援を拡充すること。

13. 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたアスリート育成に係る施設等整備について

スポーツ振興基本計画に基づくナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受けた飛騨御嶽高地トレーニングエリアの環境整備を加速し、トップアスリートの育成機能を高めるため、ソフト・ハードにわたる、横断的・総合的な支援をすること。

第8号議案

都市基盤の整備促進について

(東海)

地域の活性化と都市住民の豊かな生活実現のため、道路、河川、港湾等の都市基盤整備の促進、土地利用制度の規制緩和などが求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会資本整備総合交付金等について

- (1) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、道路、河川、市街地再開発等の地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう、採択基準の要件緩和など都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、安定的な財源確保、地域の実情に即した配分をすること。
- (2) 道路・下水道施設等の整備・長寿命化、駅橋上化及び公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について適切な財政措置を講じること。
- (3) 社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業について、すべての都市公園において、緑地の保全及び緑化の推進を図るとともに、十分な安全を確保する必要があることから規模要件を撤廃すること。

2. 道路事業の整備促進等について

- (1) 国民生活を支え、経済の発展、震災時における緊急輸送道路及び地域連携の機能を持つ高規格幹線道路等について整備促進すること。
- (2) 地方の均衡ある発展のため高規格幹線道路等に接続する地方道路ネットワーク網の整備に必要な予算の十分な確保をすること。
- (3) 東海環状自動車道は、平成32年度末全線供用予定であるが、経済・防災面からも事業を前倒しするなど強力に事業推進するとともに、西回り区間を早期完成させること。
- (4) 新名神高速道路は近畿地方と東海地方を結ぶ物流における重要路線であるとともに、東名阪高速道路の慢性的な渋滞とそれに伴う事故など課題解消のためにも、未開通の四日市～亀山区間を早期完成すること。
- (5) 国道1号の伊勢大橋は老朽化による落橋事故防止、防災面などから架替事業に早期着手すること。
- (6) 三重県は北勢地域を中心に日本有数の産業集積地であるが、国道1号・23号は慢性的な渋滞となっており、経済や環境面で大きな影響が生じており、渋滞の解消とともに災害時の緊急輸送道路確保のため、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパスを早期に全線完成すること。
- (7) 岐阜・西濃圏域を結ぶ産業経済の大動脈として、国道21号の6車線化の整備促進及び、岐阜南部横断ハイウェイを早期整備すること。
- (8) リニア中央新幹線岐阜県中間駅の開業に向け、広域的なアクセス道路として、濃飛横断自動車道の整備促進に係る予算措置を講じること。
- (9) いなべ市内へのパーキングエリア、スマートICを設置すること。
- (10) 道路法等の一部を改正する法律の施行等により、トンネル、橋梁その他道路を構成する施設などについて、5年に1回の点検が義務付けられたが、自治体が管理するトンネル等の施設の点検及び修繕等について、講習会等の技術支援を講じるとともに、点検・計画・修繕のメンテナンスサイクルに対する財政支援をすること。

3. 河川整備・海岸保全事業等について

- (1) 高潮、津波などに備えるために海岸保全や河川の整備事業を推進するとともに、国直轄河川の総合的な管理の確保のため、河川整備計画を早期に策定するとともに、宮川をはじめとする河川の施設改修、

築堤等の整備や河床掘削、内水排除等の維持管理をすること。

- (2) 浸食が進んでいる海岸について、ダム上流側に堆積している土砂を下流側に流出させる事業やダム堆積土砂の活用システムの構築など海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。
- (3) 木曾川水系河川整備計画に基づく護岸等整備の推進と洪水対策に有効な新丸山ダム本体着工を早期実現すること。
- (4) 市民の健康増進のため、河川敷を有効活用したスポーツ施設等の整備・改修に係る財政支援制度を拡充すること。

4. 港湾整備事業等の整備促進について

- (1) 港湾は、産業と経済の発展を支える重要な交通基盤インフラであり、地域産業の振興を担う上で重大な役割を果たしている。港湾が、国際的にも産業活動の拠点として発展していくために、多目的国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業を促進すること。
- (2) 大規模災害発生時に生じる瓦礫処分先の確保として、御前崎港西埠頭地頭方地区を受け入れ先とすることで、広域瓦礫の迅速な処分が可能になるため、御前崎港西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸を整備すること。

5. 下水道整備事業について

- (1) 下水道未普及解消については、地域の実情を考慮した柔軟な対応と社会資本整備総合交付金の継続をする等、都市自治体の下水道未普及解消の更なる推進を支援すること。
- (2) 公共用水域の水質保全を図り、下流域の水利用に寄与する一方で、人口減少等により経営が困難な上流域の下水道事業経営に対し、財政支援を拡充すること。

6. 公共施設等の更新や長寿命化について

- (1) 老朽化する公共施設等の更新や長寿命化などを都市自治体が計画的に推進するため、十分な財政措置を講じるとともに、公民館や文化センターを含めた施設改修費に対する補助制度を創設すること。
- (2) 老朽化した公共施設の除去費について解体後の跡地利用計画の有無に関わらず、解体費用のみであっても起債対象となる過疎債の財政支援制度を充実すること。

7. 土地利用制度等の見直しについて

- (1) 人口減少社会による大きな社会構造の変化が進む中、地方分権の観点から地域の実情に合わせた農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計を国と地方で取り組むこと。
- (2) 市街化調整区域や農業振興地域の中で、交通の利便性に恵まれるなど新たな産業や交流拠点の形成が可能となる地域において、地域の実情に応じた柔軟な土地利用が可能となるよう、法令についての規制緩和や関係法令の改正を行うこと。
- (3) 都市自治体の実情に即したまちづくりを効果的に実施するために、農地転用許可に関する権限を地域の実情に応じて都市自治体に移譲すること。
- (4) 土地の有効活用や土地取引の円滑化、災害時の復旧等に有効な地籍整備の一層の推進を図るため、地籍調査事業に係る地籍調査費負担金及び地籍整備推進調査費補助金に、十分な予算を確保すること。

8. 交通関連事業の整備促進について

- (1) 首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題としての議論を高め、東海道新幹線「静岡空港駅」設置の早期実現に向け、関係者への強い働きかけを行うこと。
- (2) 公共交通の基幹である鉄道駅における自由通路の整備、それに伴う橋上駅舎化への負担などについて、都市自治体の財政規模に応じた財政支援制度を創設すること。

農林施策の充実強化について

(東 海)

農林業を取り巻く環境は、農林業従事者の高齢化や後継者不足、農林産物の価格の低迷など厳しい状況が続いている。農林業従事者が、持続的に従事できる環境の確保や安定的な食料供給と食料自給率の向上を図るために、農林業振興対策を講じる必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 林業施策の充実強化について

- (1) 森林・林業再生プランの着実な推進に向け、継続的かつ安定的な森林整備事業の予算を確保すること。
- (2) 奥地等の森林も環境保全を重視する森林として、切捨間伐の実施予算を確保すること。
- (3) 山腹崩壊等危険地の災害防止や森林等保全対策を早急に実施するとともに、流域全体を見据えた計画的・効率的な治山事業の予算を確保すること。
- (4) 木材需要及び木材価格の安定と改善のため、木造住宅建設促進施策等の財政措置を拡充すること。

2. 鳥獣被害防止対策について

- (1) 野生鳥獣による農作物被害が増加しており、住民の生活環境への被害も深刻化しているため、野生獣の行動範囲の拡大に対応した市町村や都道府県域を越えた広域的な対策を講じること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣の個体数調整の事業効果が発揮できるよう、継続的な予算確保及び拡充をすること。
- (3) 高齢化により減少する銃猟狩猟免許保持者の育成・確保のため、支援制度を創設すること。

3. 農業用施設等の整備について

- (1) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする財政支援制度を創設すること。
- (2) 湛水防除事業における、既存の排水機場への非常用発電設備の設置について財政支援制度を創設すること。

4. 軽油引取税の免税措置の継続について

グレンデ整備車や降雪機に使用する軽油及び道路を走行しない農業機械に使用する軽油について、地域の経済や農業振興につながるよう、平成27年度以降も軽油引取税の免税措置を講じること。

5. 日本型直接支払制度の創設に係る財政措置について

農業の多面的機能の維持・発揮のために、平成26年度に創設される日本型直接支払制度について、都市自治体の負担増とならないよう十分な財政措置を講じること。

6. 農林水産統計について

農林水産統計年報については、現在市町村別データが大幅に削減されているが、農業を巡る大幅な構造変化やTPP等による外部環境の変化等、農業がかつて経験のない内外環境に対応していくためには、農業に係る基本情報は必要不可欠であり、市町村の第1次産業の振興等のため、全国統一基準での統計調査の実施及び市町村別の統計データを公表すること。